暴力团排除活動の推進

~犯罪を「見たら」「聞いたら」すぐに通報~

~自分ひとりで悩まずに警察に届けましょう~

★ 暴力団が<mark>恐れているもの</mark>、

それは、あなたの暴力団を恐れない「勇気」です。



1 暴力団の違法な行為に関する通報を!

◇ 暴力団等の違法行為を「見た」「聞いた」「知っている」という方から の通報をお待ちしています。

皆様からの情報をもとに、暴力団等の違法行為を取締っていくことで、 地域社会から暴力団を排除することができるのです。

- ◇ 通報は、警察本部の組織犯罪対策課、最寄りの警察署・交番・駐在所等 どこでも結構です。秘密は守りますので、安心して通報してください。
- ◇ 急を要する場合は、すぐに110番をしてください。警察官が応対しますので、落ち着いてお話しください。

2 暴力団による被害は早期の届出を!

- ◇ 暴力団等から不法な行為を受けたり、不当な要求を受けた方は、早期に届け出てください。相手の暴力団員を逮捕したり、暴力団対策法に基づき、不当な要求などをやめさせる命令を発出することができます。
- ◇ 警察署等でお聞きする主なことは



- ・暴力団の名称や暴力団員の氏名
- ・不法な行為、不当な要求を受けた時間や場所
- ・行為、要求の内容

などがありますので、そのときの状況を正確にお話しいただくためにも、 できる限りメモや録音等をしておいてください。

3 被害者・情報提供者に対する保護措置

暴力団による犯罪被害に遭われた方や、暴力団に関する情報を提供していただいた方に対しては、危害防止のため、 佐賀県暴力団排除条例等に基づき、必要に応じた保護措置 を実施し、安全・安心を確保します。安心して届け出や情報提供を行ってください。



4 暴力追放運動推進センターの活用

- ◇ 暴力団に関する相談については、暴力追放運動推進センターにおいて専門的な知識・経験を有する相談委員がお受けし、適切なアドバイスを行います。ためらわずにご相談ください。
- ◇ 毎月第2木曜日には「特別暴力相談日」を設け、弁護士による無料相談 を開催しています。法的解決等を望まれる方は、ぜひご利用ください。 ご相談をスムーズにお受けするために、前日までに下記連絡先までご連絡 をお願いします。
 - ☆ 佐賀県警察本部組織犯罪対策課 (暴力団相談110番)

☎ 0 9 5 2 − 2 4 − 0 1 1 0

- ☆ (☆ 益財 団 法人) 佐賀県暴力追放運動推進センター ☎ 0952-23-9110
- ☆ 県内の各警察署、交番、駐在所

★ 暴力団追放「三ない運動+1」

- ・暴力団を恐れない
- ・暴力団に対して資金を提供しない
- ・暴力団を利用しない
- ・暴力団事務所を開設させない

を推進し、みんなの力で明るい街をつくりましょう!



